官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七〇）　二
〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件の一部を改正する件（法務一〇七）　二
〔その他告示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁六七）　二
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務二五四）　二
○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会一六）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一〇七六～一〇九一）　三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一〇九二）　五
○農薬を登録した件（同一〇九三、一〇九四）　七
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通五一三）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同五一四）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局七八、七九）　七
〔国会事項〕
カジノ管理委員会　法務省　八
〔人事異動〕
官庁事項　八
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
総務省防災業務計画の修正要旨の公表について（総務省）　九
国営横手西部土地改良事業（農業用用排水）計画の変更の公告（農林水産省）　九
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三〇
会社その他

府　令

○内閣府令第七十号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月八日

内閣総理大臣　石破　茂

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令

こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第五条　削除	（企画官） **第五条**　安全対策課に、企画官一人を置く。 ２　企画官は、命を受けて、安全対策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。
（企画官） **第六条**　総務課に、企画官二人を置く。 ２　［略］	（企画官） **第六条**　総務課に、企画官一人を置く。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、令和七年七月八日から施行する。

法規的告示

○法務省告示第百七号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和七年法務省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月八日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一～三　（略） 四　次のいずれにも該当しないこと。 イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ロ～ワ　（略） 五～十九　（略）	（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一～三　（略） 四　次のいずれにも該当しないこと。 イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 ロ～ワ　（略） 五～十九　（略）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役又は同法第十三条に規定する禁錮に処せられた者に係るこの告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件第四条第四号イの規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

その他告示

○金融庁告示第六十七号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和七年七月八日

金融庁長官　伊藤　豊

登録番号　関東財務局長（電代）第十号

電子決済等代行業者名　ＬＩＮＥ　Ｐａｙ株式会社

主たる営業所又は事務所の所在地　東京都品川区西品川一丁目一番一号

登録年月日　平成三十年十二月二十日

失効年月日　令和七年三月三十一日

○総務省告示第二百五十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和七年七月八日

総務大臣　村上誠一郎

名　称	社会民主党全国連合周辺地域
期　間	令和七年七月十日から令和八年七月九日まで
地　域	東京都中央区　明石町 入船一丁目（三番から五番まで、八番及び九番） 入船二丁目 入船三丁目 新川二丁目（二十八番から三十二番まで） 湊一丁目（三番から六番まで及び十番から十四番まで） 湊二丁目 湊三丁目 佃一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○中央選挙管理会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年七月八日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

参議院名簿届出政党等の名称　当選人の住所　当選人の氏名

日本維新の会　神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町六八三番地六一　串田　久子（くしだ久子）

○農林水産省告示第千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県花巻市鉛字中平八一、湯口字細野一四二、字佐野八〇、鍋倉字沢内一二六の一、字上堰田六四の一、六五の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県瀬戸市水北町一〇七八、一〇七九、一〇八、一一三、一一六、一九七八の一から一九七八の七まで、一九七九、一九八〇、一九八三から一九八六まで、一九八八、一九八九、一九九一、一九九二、一九九四から二〇〇一まで、二〇〇三、曽野町八六〇、八六二、八六七の一、八八一、一九七四から一九七六まで、一九七九、二〇〇八、二〇一〇、二〇一一、長谷口町一〇三から一〇五まで、一一四から一一八まで、一二二の一、一二二の三、一三〇、一三一、一三三から一三七まで、一四七から一五一まで、一五四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県長崎市上戸町四丁目（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府相楽郡南山城村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

南山城村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府相楽郡南山城村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府相楽郡南山城村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

南山城村（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐は、択伐による。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

木祖村（次の図に示す部分に限る。）

２　次の森林については、主伐は、択伐による。

木祖村（次の図に示す部分に限る。）

３　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

４　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

５　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県飯山市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　１　主伐に係る伐採種は、定めない。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　１　主伐は、択伐による。
　２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　１　次の森林については、主伐は、択伐による。
　松川町（次の図に示す部分に限る。）
　２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Actinotus helianthi Labill.	グリーンエンジェル	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号 浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323番地 林暁朗 岐阜県大垣市曽根町１―604	第37857号 令和７年１月28日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	Bonmad 9174	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第37983号 令和７年４月16日
Chrysanthemum L.	セイプレナイト	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第37972号 令和７年４月８日
〃	セイモルン	〃	第37973号 令和７年４月８日
〃	セイハサウェイ	〃	第37974号 令和７年４月８日
〃	セイウェールズ	〃	第37975号 令和７年４月８日
〃	セイセシリー	〃	第37976号 令和７年４月８日
〃	セイナーズ	〃	第37977号 令和７年４月８日
〃	セイドリュー	〃	第37978号 令和７年４月８日
〃	セイリオラ	〃	第37979号 令和７年４月８日
〃	Dochrycoscomye	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第37981号 令和７年４月12日

Echinacea Moench	Balscmelux	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第37953号 令和７年３月27日
〃	Balscawbux	〃	第37954号 令和７年３月27日
Glycyrrhiza glabra L. x Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	あまつき-C18号	学校法人大阪医科薬科大学 大阪府高槻市大学町２番７号	第37890号 令和７年２月21日
Glycyrrhiza uralensis Fisch. ex DC.	あまつき-88号	〃	第37891号 令和７年２月21日
Ipomoea batatas (L.) Lam.	さくらほのか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37939号 令和７年３月19日
Oryza sativa L.	山田錦FW2号	公立大学法人福井県立大学 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１ 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター 福井県敦賀市長谷64号52番地１	第37950号 令和７年３月25日
〃	ICS9号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 住友化学株式会社 東京都中央区日本橋二丁目７番１号	第37965号 令和７年４月３日
Sedum dasyphyllum L.	マーブルレモン	田中健 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄212番地	第37806号 令和７年１月７日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Actinotus helianthi Labill.	グリーンエンジェル	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号 浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323番地 林暁朗 岐阜県大垣市曽根町１―604	第37857号 令和７年１月28日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に最終消費目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	Bonmad 9174	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第37983号 令和７年４月16日	〃	〃
Ipomoea batatas (L.) Lam.	さくらほのか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37939号 令和７年３月19日	〃	〃
Oryza sativa L.	ICS9号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 住友化学株式会社 東京都中央区日本橋二丁目７番１号	第37965号 令和７年４月３日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Actinotus helianthi Labill.	グリーンエンジェル	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号 浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323番地 林暁朗 岐阜県大垣市曽根町１―604	第37857号 令和７年１月28日	岐阜県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第千九十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月十一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24969	テフリルトリオン水和剤	ファンタグラスフロアブル	東京都千代田区大手町一丁目３番１号全国農業協同組合連合会　代表理事　桑田義文
24970	テフリルトリオン水和剤	ＺＭＣＰファンタグラスフロアブル	東京都千代田区内神田一丁目２番10号ＺＭクロッププロテクション株式会社代表取締役社長　住田明子

○農林水産省告示第千九十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年六月十九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24971	フルアジナム水和剤	カダムシャ５０ＳＣ	東京都千代田区富士見二丁目10番２号石原バイオサイエンス株式会社　取締役社長　松浦淳一

○国土交通省告示第五百十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年六月十二日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－804号	表面仕上材（難燃性上張り材）　ＩＳ遮熱シートＧＣ－Ｓ（船舶用）	株式会社石蔵商店	福岡県福岡市東区多の津一丁目２番４号

○国土交通省告示第五百十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年五月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｍ－315号	ふん尿等浄化装置	Ecomotive	Jets Vacuum AS	Myravegen 16060, Hareid, Kingdom of Norway

○近畿地方整備局告示第七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大和郡山市美濃庄町二九三番二から同市美濃庄町二九五番一まで	前	四三・五九～四六・八三メートル	○・○三九キロメートル
	後	四六・五七～九二・五六メートル	○・○三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府船井郡京丹波町中山中一二番二から同町中山中九五番二まで	前	八・八六～二七・五四メートル	○・○三五キロメートル
	後	一五・九七～二九・七二メートル	○・○三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

国会事項

衆議院

答弁書受領

六月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員杉村慎治提出円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田村貴昭提出陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦提出祝日キャンセル問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦提出キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山川仁提出本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山川仁提出沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山川仁提出有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部祐美子提出硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問に対する答弁書

衆議院議員篠田奈保子提出離婚後共同親権の導入に関連する諸課題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大石あきこ提出十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員有田芳生提出中国における日本軍性暴力被害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山大人提出関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員神津たけし提出「地方創生二・〇基本構想」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阪口直人提出いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館（仮称）整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田村貴昭提出政府備蓄米に関する質問に対する答弁書

衆議院議員たがや亮提出皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出日本・ラテンアメリカ外交に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出レアアース貿易に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出労働者の過半数代表者に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出ふるさと納税に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉田はるみ提出国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬提出物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中谷一馬提出保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員水沼秀幸提出持続可能な病院経営に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阪口**直**人提出子育て版ケアマネジャー導入に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出海上保安庁の離職者増加に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉川里奈提出外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対する答弁書
衆議院議員吉川里奈提出宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**八**幡愛提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**八**幡愛提出生成ＡＩで作成される商標の取扱い等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山崎誠提出バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問に対する答弁書
衆議院議員佐々木ナオミ提出高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出攻撃用無人機への対処に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出経営・管理の在留資格に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出保険適用薬のあり方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出中古品取引の未計上がＧＤＰ統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子提出ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子提出在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子提出民泊制度の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子提出先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に対する答弁書
衆議院議員奥野総一郎提出障害年金不支給判定急増の報道に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問に対する答弁書
衆議院議員城井崇提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿久津幸彦提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出税収の上振れに関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出公営競技の適正利用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員酒井なつみ提出有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緑川貴士提出風力発電施設のブレード落下事故への対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緑川貴士提出国民皆歯科健診の導入等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緑川貴士提出コメ作況指数の公表廃止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梅村聡提出我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月二十七日会計検査院長原田祐平から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「国内開発された固定翼哨戒機（Ｐ－１）の運用等の状況について」

人事異動

カジノ管理委員会

（財務省大臣官房付）　財務事務官　西野　健

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局総務企画部長）に昇任させる

（カジノ管理委員会事務局次長）　内閣府事務官　原田　義久

総務企画部長事務取扱を免ずる

（カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課長）同　形岡　拓文

財務省に出向させる

総務企画部公文書監理官の併任を解除する

人事管理官を免ずる

（国税庁調査査察部査察課長）　財務事務官　大野　由希

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課長）に転任させる

総務企画部公文書監理官に併任する

人事管理官を命ずる（以上七月八日）

法　務　省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　中村　莉綾

大阪地方検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（七月四日）

叙位・叙勲

○叙位

（神戸大学名誉教授）　正四位に叙する　足立　正樹

従四位に叙する　高橋　厚男

正五位に叙する　谷口　孝男

小野耕次郎　小林　昭八

佐藤　長平　松永　雅夫

正六位に叙する（各通）

伊藤　政廣　金森　一美　清田　勝利
柴崎　吉男　中井　勝　日高　守
宮井　俊廣　宮田　憲治　山口　幸則
山田　善仁

従六位に叙する（各通）
堤　和重　徳永　豊博
中村　辰夫　余田　賢三

正七位に叙する（各通）
枝久保常行　土谷　信二　中谷　照藏

従七位に叙する（各通）（以上五月二十九日）
（宇都宮大学名誉教授）　田原　博人
（広島大学名誉教授）　丸尾　譲

正四位に叙する（各通）
石渡　欣一　田中　侃
利　綱男　山本　浩

従五位に叙する（各通）
石倉　初泉　文雄　児島　勝
田畑　剛藤東　正典　百瀬　和彌

従六位に叙する（各通）
上村豊三郎　谷岡　昭雄　奈和手克億
原口　博　藤多　玲象　前原　弘道

従六位に叙する（各通）
加納藤吉郎　角園　一男

正七位に叙する（各通）
重命　功一　西　文明

従七位に叙する（各通）（以上五月三十日）
眞貝　吉治　永松　邦文

従五位に叙する（各通）
池田　利貞　落合　光子　津田　桂伸
西脇　英雅　野中　儀一　羽野　二郎
村山　忠幸

正六位に叙する（各通）
志村　剛裕　無雁　正和　茂田　重和
矢島　七郎　山本　勇

従六位に叙する（各通）
小池　武郎　佐々木信男　額賀　傳

正七位に叙する（各通）
坂本　孝　古谷　昇

従七位に叙する（各通）（以上五月三十一日）
（大阪大学名誉教授）　久我　清　岩渕　秀樹

正四位に叙する
音　政次

従四位に叙する
川股　博　佐藤　好助
橋本　佳二　宮地　正行

正六位に叙する（各通）
新井　英人　石塚　隆
佐伯　源吾　三宅　實
赤坂　正
今田　宏務
矢野　仁一　山本　裕介

従六位に叙する（各通）
小柳　太　三塚　富男

正七位に叙する（各通）
伊藤　哲雄　金田　良一

従七位に叙する（各通）（以上六月一日）
細谷　達司
今　忠道

従五位に叙する
古屋　隆慶

正七位に叙する（以上六月二日）
田中　侃

正六位に叙する
小野　覺

従六位に叙する
片岡　隆

従七位に叙する（以上六月三日）
近藤　正夫
宮澤幸二郎

正七位に叙する（各通）
粕田　良一
木村　茂雄
柳本　明彦

従六位に叙する
小暮　清

正七位に叙する（各通）
保崎　義範

従七位に叙する（以上六月四日）
太田　充

正七位に叙する
三輪　章

従七位に叙する（以上六月五日）
青嶋　修

正七位に叙する（六月七日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（五月二十九日）
藤田　吉雄
津田　桂伸

旭日双光章を授ける
林　暢　福浦　輝男

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月三十一日）
風間　忠男

旭日単光章を授ける（六月二日）
佐藤　龍也

旭日単光章を授ける（六月三日）
佐藤　静雄

旭日単光章を授ける（六月四日）
（神戸大学名誉教授）　足立　正樹

瑞宝中綬章を授ける
桐澤　孝男

瑞宝小綬章を授ける
小野耕次郎　金森　一美
伊藤　政廣　中村　辰夫
中井　勝　山口　幸則
山田　善仁　余田　賢三

瑞宝双光章を授ける（各通）
猪俣　義光　川本喜代司
枝久保常行
堀　行夫　宮田　憲治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十九日）
（広島大学名誉教授）　丸尾　譲

瑞宝中綬章を授ける
田中　侃

瑞宝小綬章を授ける
利　綱男　藤東　正典

瑞宝双光章を授ける（各通）
志賀　龍一　重命　功一　高杉　曉
滝野　修　七役　幸隆

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三十日）
西脇　英雅　羽野　二郎
無雁　正和　村山　忠幸　茂田　重和

瑞宝双光章を授ける（各通）
志村　剛裕　山本　勇

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三十一日）
音　政次　宮地　正行　山本　裕介

瑞宝双光章を授ける（各通）
新井　英人　伊藤　哲雄　金田　良一
小村　賢昭　今田　宏務　関　義博
高日今朝士　西端　優

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月一日）
近藤　正夫

瑞宝単光章を授ける（六月三日）
保崎　義範

瑞宝単光章を授ける（六月四日）
太田　充　木曽　幹夫　三輪　章

瑞宝単光章を授ける（各通）（六月五日）
青嶋　修

瑞宝双光章を授ける
松井　博

瑞宝単光章を授ける（以上六月七日）

御祝電

天皇陛下は、カーボベルデの独立記念日につき、七月四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

皇室事項

官庁報告

官庁事項

総務省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、総務省防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和７年７月８日　総務大臣　村上誠一郎

総務省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が災害対策基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関に指定されたこと並びに総務省の防災・危機管理体制強化に伴う所要の改正を行うため。

二　修正年月日　令和７年７月１日

三　修正の要旨　指定地方行政機関と関係機関との協力体制の確立に関する記載及び緊急参集チーム要員の修正等。

国営横手西部土地改良事業（農業用用排水）計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき、国営横手西部土地改良事業（農業用用排水）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、当該事業の変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、当該計画の変更については、上記の審査請求のほか、当該計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和７年７月８日

農林水産大臣　小泉進次郎

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営横手西部土地改良事業変更計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間
令和７年７月８日から令和７年７月29日まで

３　縦覧場所
農林水産省東北農政局のウェブサイト

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月八日

中部地方整備局長　森本　輝

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二十三号
㈢ 占用を制限する区域	鈴鹿市北玉垣町地内
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年七月八日
㈦ 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第３号

埼玉県羽生市大字上新郷1471番地
清算株式会社　株式会社竹内商事
代表清算人　植村　俊永

1　決定年月日　令和７年６月25日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権の権利変更

協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。

⑴　債権債務の確認

株式会社竹内商事（以下「清算株式会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和６年７月31日時点（清算株式会社の解散日現在）の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。

⑵　協定債権者に対する弁済

清算株式会社は、植村俊永を除く協定債権者（以下、総称して「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。

ただし、本協定の認可決定確定日において、一般の優先権のある債権及び特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権が存在する場合は、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金額から上記債権額を別紙協定別表の「配当基準額」欄記載の額（以下「配当基準額」という）の割合に応じて控除した後の残額を弁済する。

⑶　本件協定債権者による債務免除

本件協定債権者は、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、清算株式会社に対し、その余の債務を免除する。

⑷　その他の協定債権者による債務免除

協定債権者植村俊永は、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社が協定債権者植村俊永に対して負担する一切の債務を免除する。

⑸　新たな財産が発見された場合の追加弁済

清算株式会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を配当基準額の割合に応じて支払う。この場合においては、前記⑶の規定により清算株式会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

2　弁済の方法

⑴　支払の方法

協定債権の弁済は、清算株式会社の本店所在地において行う。ただし、本件協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は清算株式会社の負担とする。

⑵　弁済額計算における端数の処理

協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。

⑶　本件協定債権者の弁済受領不能等

清算株式会社は、本件協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

（別紙省略）

以上

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第３０１８号

大阪市北区天神橋２丁目北１番21号
清算株式会社　株式会社三亜トレーディング
代表清算人　尾島　史賢

1　決定年月日　令和７年６月25日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。

2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年七月八日

青森県八戸市大字鮫町字日ノ出町四番地

（甲）八戸水産仲買人協同組合

代表理事　野田　一夫

青森県八戸市大字鮫町字日ノ出町四番地

（乙）八戸魚市場仲買人協同組合連合会

代表理事　野田　一夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　九十八頁（号外第一三五号）

令和七年七月八日

神戸市中央区港島中町六丁目一三番地四

（甲）フジッコ株式会社

代表取締役　福井　正一

神戸市中央区港島中町六丁目一三番地四

（乙）フジッコＮＥＷデリカ株式会社

代表取締役　豊村　正之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日

東京都渋谷区東二丁目二四―一第三ＫＹビル五〇一　東京プライムコーチ合同会社

代表社員　齋川　利男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日

東京都杉並区高円寺北四丁目七番四号

合同会社ネクスト

代表社員　尾川　賢志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社マップ調査設計とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日

福井県大野市篠座六五号一二番地の一

合同会社マップ調査設計

代表社員　森田　昌文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十二日であり組織変更後の商号は株式会社トリプルウィンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日

愛知県春日井市大留町五―三―一六

合同会社トリプルウィン

代表社員　古川勝一朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日

山口県岩国市周東町下久原一〇二三番地の七

合同会社ＭＩＫＩ

代表社員　鶴田　新

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千八百六十六万千五百二十六円減少し、三億円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額はその他資本剰余金へ振替えられます。

効力発生日は令和七年八月十五日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月八日

東京都目黒区上目黒二丁目一番一号

株式会社ＬＩＴＡＬＩＣＯ

代表取締役　長谷川敦弥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月九日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://fmosaka.net

令和七年七月八日

大阪市浪速区湊町一丁目三番一号

株式会社エフエム大阪

代表取締役　西山　勝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月八日

大阪市阿倍野区松崎町三丁目七番四号

有限会社健康百二十才

代表取締役　秦　忠世

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額四億二千四百十七万七千五百円を二億円減少し二億二千四百十七万七千五百円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月三十一日を予定しており、株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月八日

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目一五番地の一

株式会社中京医薬品

代表取締役社長　米津　秀二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七五〇〇万円、資本準備金の額を一億二五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.bluetec.co.jp/

令和七年七月八日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

ブルーテック株式会社

代表取締役　飯岡　晃樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億七千百五万九千七百三十円、資本準備金の額を十九億七千百五万九千七百三十円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、株主総会決議は令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.onodera-gtp.com

令和七年七月八日

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二五番二二号

株式会社ＯＮＯＤＥＲＡ　ＧＴ　Ｐｈａｒｍａ

代表取締役　佐久間陽介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月八日

仙台市若林区卸町四丁目七番地の四

仙都冷蔵株式会社

代表取締役　紺野　文敏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月八日

宮城県仙台市泉区松森字中道八一番地

東北グレーダー株式会社

代表取締役　石井　浩一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月八日

香川県高松市春日町一三一五番地

香川いすゞ自動車株式会社

代表取締役　国東　直矢

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である矢野靖子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日

北海道帯広市西十七条南四丁目二四番六号

ＨＹ，Ｓ　ＭＡＮＡＧＥＭＥＮＴ　ＡＳＩＡ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．

日本における代表者　矢野　靖子

権利義務の承継公告

左記組合は、農業協同組合法第七十条に基づき甲が乙の権利義務全部を承継することにいたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年七月八日

広島県東広島市西条栄町一〇番三五号

（甲）ひろしま農業協同組合

代表理事組合長　田中　義彦

広島県三次市十日市東三丁目一番一号

（乙）広島県北部乾繭農業協同組合連合会

代表理事会長　冨野井利弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金百億一千六百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年七月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

GC core plus1特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資百億一千六百八十万口を消却することといたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

GC core plus1特定目的会社

取締役　関口　陽平

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年七月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月八日

愛知県名古屋市西区市場木町三九〇番地

御幸毛織株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　宮﨑　喜幸

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和七年五月三十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和七年七月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月八日

長崎県長崎市土井首町五一〇番地二

株式会社丸金佐藤造船鉄工所

規約型確定給付企業年金清算人　山賀　勇紀

訂正公告

令和七年七月一日（号外第一五〇号）掲載の第三十九期決算公告（枠組）中、代表者「代表取締役社長　鈴木　直明」とあるは、「代表取締役社長　坂牧　聡」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月八日

宮崎県宮崎市清武町木原三五五八番地

富士フイルムワコーケミカル株式会社

代表取締役社長　坂牧　聡

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載のＨＲガバナンス・リーダーズ株式会社に係る第五期決算公告（枠組）中、住所「東京都千代田区丸の内一丁目５番５号」とあるは「東京都千代田区丸の内一丁目４番５号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月八日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年六月二十四日（号外第百四十号）公布内閣府令第五十八号（登録被災者援護協力団体に関する内閣府令）（印刷誤り）	二	下一七～一八	行頭をそれぞれ一字上げる。	